

りそなカード《セゾン》規約

条項番号	旧内容	新内容
第1条	<p>(1)本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が<b>認めた方</b>(以下「本会員」という)にカードを発行します。</p> <p>(2)本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に入会の申込みをし、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。</p>	<p>(1)本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が<b>カード利用を認めた方</b>(以下「本会員」という)にカードを発行します。</p> <p>(2)本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に入会の申込みを<b>され</b>、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。</p>
第2条	<p>(1)カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。会員はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。</p> <p>(2)カードの利用はカード表面に印字された会員本人に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。</p> <p>(3)会員はカードを受取られたと同時に、カードの署名欄に自署するものとします。</p> <p>(4)会員が(1)(2)(3)に違反して、他人にカードを利用させまたは利用されたことによる損害は、本会員の負担となります。</p>	<p>(1)カードの表面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面(3桁)に印字される数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)を印字した会員の申込に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>(2)カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカードに印字された会員本人以外には使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。</p> <p>(3)会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはなりません。</p> <p>(4)カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>
第3条	<p>(2)(1)の有効期限までに特に本会員からの申出がなく、当社が引き続き会員として<b>認めた方</b>には、新しい有効期限のカードを送付します。</p>	<p>(2)(1)の有効期限までに特に本会員からの申出がなく、当社が引き続き会員として<b>認めた方</b>に、カードを更新します。</p>
第4条	<p>(1)申込時に届出る暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、本人以外の方に知られないよう注意するものとします。なお、暗証番号の届出は、本会員が行うものとします。</p> <p>(2)会員が、本会員または<b>本人以外の方に</b>暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、会員の故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、本会員の負担とはなりません。</p>	<p>(1)暗証番号は本会員に届け出いただけます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう<b>善良なる管理者の注意</b>をもって管理するものとします。</p> <p>(2)会員が、本会員または<b>本人以外に</b>暗証番号を知らせ、または知られた場合、これによって生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、会員が故意または過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	(3)本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する場合があることを <b>あらかじめ承諾するものとし</b> ます。	(3)本会員から暗証番号の届出がない場合には、 <b>当社所定の</b> 暗証番号を登録する <b>場合があります</b> 。
第5条	(2)当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、 <b>カード番号</b> 等カード上に記された情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、 <b>商品等の提供を受けることができるもの</b> とします。	(2)当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、 <b>カード情報</b> のいずれかまたは両方を入力する方法等により、 <b>商品購入</b> できるものとします。
	(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を <b>します</b> 。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。 <b>また、貴金属・金券類・パソコン等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります</b> 。	(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認を <b>を行います</b> 。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。 <b>会員は、換金または違法な取引を目的とするカードの利用はできません</b> 。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。
	(4)カードの利用可能枠は、本会員からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、 <b>当社が必要と認めた場合に変更</b> 、または利用を停止します。また、 <b>当社が特に認めた場合を除き</b> 、利用可能枠を超えてのカードの利用はできません。	(4)カードの利用可能枠は、本会員からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、 <b>法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し</b> 、または利用を停止します。また、 <b>当社が認めた場合を除き</b> 、利用可能枠を超えた利用はできません。
	(7)会員は、換金を目的とする商品購入はできません。	削除
第7条	(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との <b>取引にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払いすることを了承し、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うもの</b> とします。	(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との <b>取引(以下「サービス契約」という)にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものでありその責任は本会員の負担となること、および当社が会員のために当該サービス継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認のうえ、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うもの</b> とします。
		(3)カード情報が変更された場合は、 <b>会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出てください</b> 。なお、この場合に、 <b>当社からカード情報の変更を継続的サービス事業者に通知することがあります</b> 。

条項番号	旧内容	新内容
	<p>(3)会員またはカード解約した元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第8条(弁済金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。</p> <p>(4)カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で変更手続きを行うものとします。</p> <p>(5)会員は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。</p>	<p>(4)会員またはカード解約した元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第8条(弁済金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。</p> <p>(5)カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で変更手続きを行うものとします。</p> <p>(6)会員は、各サービス契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。</p>
第8条	<p>(1)商品購入代金の支払方法は、預金口座振替依頼書等にて本会員より指定された金融機関口座からの自動振替とします。支払金額は商品購入代金を毎月末日に締切り(以下「締切日」という)、(2)の方法により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」という)に支払うものとします。なお、事務上の都合により支払い開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p> <p>①リボルビング方式—締切日における商品購入代金の残高(以下「締切日残高」という)を基礎として、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち本会員があらかじめ選択したコースにより定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。また、支払日前に支払いした場合にも、その手数料を支払うものとします。</p>	<p>(1)商品購入代金の支払方法および支払金額は、以下のとおりとします。①お支払いは、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。②支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)に支払うものとします。③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。</p> <p>①リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したりリボルビング払いにおける商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員があらかじめ選択した、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面等で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回手数料は利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の手数料は利用算定日の翌日または前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	<p>⑦支払方法の変更—支払方法の変更を申出て、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払う弁済金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、ボーナス一括払い分ならびに2回払い分の合計額を基礎として計算します。また、その手数料も、その合計額に基づき計算します。なお、2回払い分をリボルビング方式に変更する場合に変更の対象となる商品購入代金は、1回目の支払分が当社の定める請求額の確定日に確定する以前に申出た場合のみ当該商品購入代金の全額とし、当該確定日以後に申出た場合は、支払金額が確定した売上分とします。</p>	<p>⑦支払方法の変更—支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとします。ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。また2回払い分は、1回目の支払分に応答する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は各回の支払金額について各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。</p>
	<p>⑧支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。</p>	<p>⑧支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。</p>
	<p>(3)(2)①の弁済金、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細書でお知らせします。弁済金等については、利用明細書受取り後20日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>	<p>(3)(2)①の弁済金、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細書で通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については当該通知受取り後20日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。</p>
	<p>(4)本会員は、当社の定める請求額の確定日までに当社に申出ることにより、次回支払日の弁済金等を増額することができます。</p>	<p>(4)本会員は、当社が定める日までに申出いただくことにより、次回支払日の弁済金等を増額できます。</p>
第9条	<p>(1)弁済金等の支払いが遅れた場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑤の手数料を除きます)に対し、各支払日の翌日から支払完了に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2)第22条(期限の利益の喪失)により支払期日前に全額を支払うことになった場合、期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了に至るまで、一回払いおよびリボルビング方式による商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>(1)弁済金等の支払いを遅滞した場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑤の手数料を除きます)に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2)第22条(期限の利益の喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払いおよびリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算した遅延損害金を支払うものとします。</p>
第11条	<p>購入した商品の所有権は、支払いが完了するまで当社にあるものとします。</p>	<p>購入した商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第13条	<p>(1)本会員は、リボルビング払い、2カ月を超える1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いおよび分割払いのカード利用で以下のような場合は、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。</p> <p>③その他、会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。</p> <p>(5)(1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。  ①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。  ②リボルビング払いで利用した1回の商品購入にかかる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。  ③リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入にかかる支払総額が4万円に満たないとき。  ④本会員による支払い停止の申出内容が信義に反すると認められるとき。</p>	<p>(1)本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。</p> <p>③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。</p> <p>(5)(1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。  ①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。  ②会員の指定した支払方法が1回払いのとき。  ③リボルビング払いで利用した1回の商品購入にかかる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。  ④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入にかかる支払総額が4万円に満たないとき。  ⑤本会員による支払い停止の申出内容が信義に反すると認められるとき。</p>
第14条	<p>(1)②当社所定の手続きにより第8条(弁済金等の支払方法等)(1)で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。</p>	<p>(1)②当社所定の手続きにより第8条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。</p>
第15条	<p>(1)キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払方法は、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング払い」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。</p> <p>①リボルビング払い—本会員が以下の標準コース、または短期コースのうちあらかじめ選択したコースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。  ○標準コース—毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が10万円を超えたときは支払金額が2千円増額し、これに加え5万円を超えるごとに2千円ずつ増額します。  ○短期コース—毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が20万円を超えたときは支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。</p>	<p>(1)キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日」という)に締切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第8条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。  (2)会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。</p> <p>①リボルビング方式—本会員があらかじめ選択した以下の標準コース、または短期コースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。  ○標準コース—毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、これに加え5万円を超えるごとに2千円ずつ増額します。  ○短期コース—毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、融資金リボ残高が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	<p>③支払いの変更—支払いの変更を申出て、当社が認めた場合には、締切日現在の一括払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いで支払う返済金は、①の締切日融資金残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。また、その利息も、その合計額に基づき計算します。</p>	<p>③支払方法の変更—支払いの変更を申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払いただく金額は、①の融資金リボ残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。</p>
	<p>④支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての融資金等の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。</p>	<p>④支払方法の自動変更サービス—当社所定の方法で申出ることにより、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。</p>
	<p>(2) 融資利率は、カード送付時の書面等にてお知らせし、利息は毎月締切日の融資金残高に対し前回の支払日の翌日から次回の支払日までを日割計算した金額となります。ただし、第1回目の利息は、利用日の翌日から第1回目支払日までを日割計算した金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。</p>	<p>(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、利用日の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算とします。なお、融資利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。</p>
	<p>(3) 融資金の締切りならびに返済金の支払日、その他の支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング払いの額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社の定めた方法により支払日前に返済することもできます。この場合の利息については、利用日、または前回支払日の翌日から日割計算した金額とします。</p>	<p>(4) 返済金の支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)①③を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング方式の月々の支払金額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法(当社が指定するATMまたは事前に当社申出のうえ、当社指定口座への入金)により支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息は、利用日、または前回支払日の翌日から日割計算によります。</p>
	<p>(4) (2) または (3) の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。</p>	<p>(5) (3) または (4) の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。</p>
	<p>(5) 当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用・返済の都度交付するか、または、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスの利用を制限または中止することができます。</p>	<p>(6) 当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用または返済の都度交付するものとします。ただし当社が当該書面に代えて毎月一括記載する方法により交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により書面を交付できるものとします。</p>
	<p>(6) (5) の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスの利用または返済がある場合、変動することがあります。</p>	<p>(7) (6) の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスの利用または返済がある場合、変動することがあります。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第17条	(1)本会員から <b>支払われた金額が、支払債務全額を完済する</b> に足りない場合は、特に通知をせずに当社が <b>適当と認める順序・方法</b> によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、その支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が <b>適当と認める順序・方法</b> によりいずれの期限未到来債権にも充当できるものとします。	(1)本会員から <b>お支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額</b> に足りない場合は、特に通知をせずに当社が <b>適当と認める順序・方法</b> によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、その支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が <b>適当と認める順序・方法</b> によりいずれの期限未到来債権にも充当できるものとします。
第18条	(1)カードを紛失したり、盗難に <b>あわれた場合</b> (以下「紛失等」という)、 <b>速やかに</b> 当社へ連絡し、 <b>当社</b> の <b>定めた</b> 書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出るものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。	(1)カードを紛失したり、盗難に <b>あった場合またはカード情報を不正取得された場合</b> (以下「紛失等」という)、 <b>会員</b> は速やかに当社へ連絡し、 <b>当社</b> 所 <b>定</b> の書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出るものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。
	(2) ⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。	(2) ⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。 <b>ただし、第4条(2)ただし書きに該当する場合を除きます。</b>
	(2) ⑥ <b>カード</b> が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。	(2) ⑥ <b>カードまたはカード情報</b> が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。
	(2) ⑦(1)の届出書面に虚偽の申告があった場合、または <b>正当な理由なく被害状況の調査に協力</b> いただけ <b>ない</b> 場合。	(2) ⑦(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、 <b>故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合</b> または <b>正当な理由なく被害状況の調査に協力</b> いただけ <b>ない</b> 場合。
第19条	(1) <b>カードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合には、会員は当社が定める</b> 手続きをとり、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員は <b>当社が定める</b> カード再発行費用を負担するものとします。なお、カード再発行費用については、第8条(弁済金等の支払方法等)(2)②に定める1回払いとして取扱います。	(1) <b>紛失等によりカードが使用不能になった場合または、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には会員は当社</b> 所 <b>定</b> の手続きをとり、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員は <b>当社</b> 所 <b>定</b> のカード再発行費用を負担するものとします。
	(2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業提供者の要請により <b>会員番号等の変更情報等</b> が当社から当該継続的サービス事業提供者に通知 <b>されること</b> をあらかじめ承認するものとします。	(2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業提供者の要請により <b>カード情報の変更</b> を当社から当該継続的サービス事業提供者に通知 <b>する場合があること</b> をあらかじめ承認するものとします。

条項番号	旧内容	新内容
第20条	<p>(1)本会員は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項等の届出事項に変更があった場合、速やかに当社へ届出するものとします。</p> <p>(2)変更となった旨の連絡がなかったために、当社が本会員にお届けする請求書、通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きがとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3)当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届出した内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出または収集内容に変更することができるものとします。</p>	<p>(1)本会員には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届出た事項(取引目的等を含みます)等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(2)当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合はそれが、未到着のときでも通常通りに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3)当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届出した内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。</p>
第21条	<p>当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(<a href="http://www.resonacard.co.jp">http://www.resonacard.co.jp</a>)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に会員がカードを利用した場合は、内容を承認したものとみなします。</p>	<p>当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(<a href="http://www.resonacard.co.jp">http://www.resonacard.co.jp</a>)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合またはお知らせ後1カ月の経緯をもって、内容を承認したものとみなします。</p>
第22条	<p>(1) ①弁済金等の支払いが遅れ、当社から20日以上の間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。</p> <p>④返済金の支払いが1回でも遅れたとき。ただし、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p>	<p>(1) ①弁済金または分割支払金の支払いが遅れ、当社から20日以上の間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。</p> <p>④①以外の支払いが1回でも遅れたとき。ただし、返済金については旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第25条	<p>(1)その他以下の事項をあらかじめ承認するものとします。</p> <p>①第9条(遅延損害金)、第16条(遅延損害金)の遅延損害金および第15条(融資金の支払方法等)(2)の融資金の利息は、暦日による日割計算で行うこと。</p>	<p>(1)その他以下の事項をあらかじめ承認するものとします。</p> <p>①第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①の手数料、第15条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息ならびに第9条(遅延損害金)および第16条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。</p>
	<p>②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。なお、支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)を、請求通知等については第8条(3)をそれぞれ適用します。</p>	<p>②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします)を負担するものとします。</p>
	<p>③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を<b>取消</b>された場合についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、<b>第16条(遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものとします。</b></p>	<p>③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を<b>喪失</b>した場合についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、<b>利息制限法および出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</b></p>
	<p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が<b>生じた場合は</b>、当社からの調査依頼に協力すること、および<b>カードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</b></p>	<p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が<b>生じたまたは、カード情報を不正取得された場合は</b>、当社からの調査依頼に協力すること、および<b>カードを回収すること。</b></p>
		<p>⑥当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入およびキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。</p> <p>⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p>

条項番号	旧内容	新内容
	<p>⑥当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求められることがあること。</p> <p>⑦当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、<b>勤務先およびその他の連絡先</b>に電話確認を行うことがあること。</p> <p>⑧本会員のカードについて第8条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヶ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑨⑧の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求められることがあること。</p> <p>⑩当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑪カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p>	<p>⑧当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求められることがあること。</p> <p>⑨当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、<b>勤務先その他の連絡先</b>に電話確認を行うことがあること。</p> <p>⑩本会員のカードについて第8条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヶ月以上なく、その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求められることがあること。</p> <p>⑫当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>⑬カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p>
		<p>⑭当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p>
	<p>(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、<b>または特殊知能暴力集団等</b>、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p>	<p>(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、<b>特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者</b>、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p>
	<p>(3)当社が本会員について「<b>犯罪による収益の移転防止に関する法律</b>」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に書面の提出および申告を求められるものとします。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要であると判断した場合には、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>	<p>(3)当社が本会員について<b>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には</b>、当社は、所定の追加確認ができるものとします。</p>

条項番号	旧内容	新内容
第26条	(1)当社は本会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく会員資格の <b>取消</b> 、カード利用の停止、利用可能枠の <b>変更等</b> をすることがあります。また、当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。	(1)本会員が以下のいずれかに該当した場合は、 <b>当社は</b> 通知または催告なく会員資格の <b>喪失</b> 、カード利用の停止、利用可能枠の <b>変更、付帯サービスの利用停止等をの処置をとる</b> ことがあります。また、当社からカードの返却、一時預りなどを求められた場合は、これに応じるものとします。
	①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または <b>第25条(その他承諾事項)(1)⑨</b> の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。	①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)①の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書の提出がないとき、または <b>前条(1)⑪</b> の場合に預金口座振替依頼書等の提出がないとき。
	④ <b>信用情報機関</b> の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。	④ <b>個人情報情報機関</b> の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。
	⑥ <b>第5条(カードの利用方法等)(7)に定める換金を目的とした商品購入等</b> 、またはキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービスもしくは <b>その他のカードの利用状況が、不適切または社会通念に照らし容認できないなど</b> 、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。	⑥ <b>換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき</b> 、またはキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービス、 <b>その他のカードに関するサービスの利用状況が、社会通念に照らし容認できないなど</b> 、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。
		⑦ ⑫ <b>本会員が当社との取引において、期限の利益を喪失したとき。</b>
	(3)会員の都合でカードを解約する場合には <b>当社の指示に従って届出を行い、カードを返却または、カードを裁断のうえ破棄するものとします。</b>	(3)会員の都合でカードを解約する場合には <b>当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</b>
	(4)本会員が <b>会員資格を取消された</b> 場合には、家族会員も <b>同様とし、(3)を適用します。</b>	(4)本会員が <b>会員資格を喪失した</b> 場合には、家族会員も <b>会員資格を喪失します。</b>
	(5)本会員は <b>会員資格の取消後</b> においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべての支払いの責任を負うものとします。	(5)本会員は <b>会員資格の喪失後</b> においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべての支払いの責任を負うものとします。
	(6)会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。 (7)本会員が死亡した場合は <b>会員資格を喪失</b> します。	
第27条		⑤商品購入に係る契約が解除された場合における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。
第31条	*5万円コース—本会員が5万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、締切日の <b>融資金残高</b> が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。 *10万円コース—本会員が10万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、締切日の <b>融資金残高</b> が200万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。	*5万円コース—本会員が5万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、 <b>融資金リボ残高</b> が100万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。 *10万円コース—本会員が10万円ずつ支払日に支払う方法です。ただし、 <b>融資金リボ残高</b> が200万円を超えたときは、支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。

条項番号	旧内容	新内容																																																																						
第32条	第32条(会員資格の喪失等) 第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。 ⑫年会費の支払いがないとき。	第32条(会員資格の喪失等) 第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。 ⑬年会費の支払いがないとき。																																																																						
第36条	第36条(会員資格の喪失等) 第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。 ⑫年会費の支払いがないとき。	第36条(会員資格の喪失等) 第26条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。 ⑬年会費の支払いがないとき。																																																																						
■ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表(第8条(2)①参照)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準コース</th> <th colspan="2">短期コース</th> </tr> <tr> <th>利用があったときの 利用日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> <th>利用があったときの 利用日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~60,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1~100,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>60,001~200,000円は 20,000円増すごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td>100,001円~は 50,000円増すごとに</td> <td>5,000円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>200,001~400,000円は 25,000円増すごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>400,001~500,000円は 50,000円増すごとに</td> <td>1,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500,001円~は 50,000円増すごとに</td> <td>2,000円ずつ加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準コース		短期コース		利用があったときの 利用日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの 利用日残高	弁済金 (月々の支払額)	1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円	60,001~200,000円は 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	100,001円~は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算	200,001~400,000円は 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算			400,001~500,000円は 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算			500,001円~は 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準コース</th> <th colspan="2">短期コース</th> <th colspan="2">定額コース</th> </tr> <tr> <th>利用があった ときの リボ算定日残 高</th> <th>弁済金 (月々の支払 額)</th> <th>利用があつた ときの リボ算定日残高</th> <th>弁済金 (月々の支払 額)</th> <th>利用があつ たときの リボ算定日 残高</th> <th>弁済金 (月々の支 払額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~60,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1~100,000円</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60,001~ 200,000円は 20,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ 加算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200,001~ 400,000円は 25,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ 加算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>400,001~ 500,000円は 50,000円増す ごとに</td> <td>1,000円ずつ 加算</td> <td>100,001円~は 50,000円増すご とに</td> <td>5,000円ずつ加 算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500,001円~ は 50,000円増す ごとに</td> <td>2,000円ずつ 加算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準コース		短期コース		定額コース		利用があった ときの リボ算定日残 高	弁済金 (月々の支払 額)	利用があつた ときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払 額)	利用があつ たときの リボ算定日 残高	弁済金 (月々の支 払額)	1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円			60,001~ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算					200,001~ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算					400,001~ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算	100,001円~は 50,000円増すご とに	5,000円ずつ加 算			500,001円~ は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ 加算				
	標準コース		短期コース																																																																					
利用があったときの 利用日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの 利用日残高	弁済金 (月々の支払額)																																																																					
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円																																																																					
60,001~200,000円は 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	100,001円~は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算																																																																					
200,001~400,000円は 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算																																																																							
400,001~500,000円は 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算																																																																							
500,001円~は 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算																																																																							
標準コース		短期コース		定額コース																																																																				
利用があった ときの リボ算定日残 高	弁済金 (月々の支払 額)	利用があつた ときの リボ算定日残高	弁済金 (月々の支払 額)	利用があつ たときの リボ算定日 残高	弁済金 (月々の支 払額)																																																																			
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円																																																																					
60,001~ 200,000円は 20,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算																																																																							
200,001~ 400,000円は 25,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算																																																																							
400,001~ 500,000円は 50,000円増す ごとに	1,000円ずつ 加算	100,001円~は 50,000円増すご とに	5,000円ずつ加 算																																																																					
500,001円~ は 50,000円増す ごとに	2,000円ずつ 加算																																																																							

条項番号	旧内容	新内容																																																																																																																																																																																						
<b>■ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表(第8条(2)①参照)</b>	<b>●1回目6/4に支払う弁済金:3,000円</b> <b>手数料:60,000円×15.0%÷12ヶ月=750円 支払後残高:57,750円</b> <b>●2回目7/4に支払う弁済金:3,000円</b> <b>手数料:57,750円×15.0%÷12ヶ月=721円 支払後残高:55,471円</b>	<b>■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ご利用可能枠20万円・標準コース(実質年率15.0%)でご利用の場合</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4/11</th> <th></th> <th>6/11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ご購入(現金価格)</td> <td>スーツ 60,000円(税込)</td> <td></td> <td>ブラウス 20,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>お買物可能額</td> <td>140,000円</td> <td>142,483円</td> <td>124,775円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">お支払残高</td> <td rowspan="2">60,000円</td> <td rowspan="2">57,517円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>55,225円</td> </tr> <tr> <td>お支払額(弁済金)</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>60,000円×15.0% ÷365日×21日= 517円</td> <td>57,517円×15.0% ÷365日×10日 +57,517円 ×15.0% ÷365日×20日= 708円</td> <td>55,225円×15.0% ÷365日×10日 +(55,225円+20,000円) ×15.0% ÷365日×21日 =875円</td> </tr> <tr> <td>商品代金充充分</td> <td>3,000円-517円=2,483円</td> <td>3,000円-708円=2,292円</td> <td>4,000円-875円=3,125円</td> </tr> <tr> <td>お支払日</td> <td>6/4</td> <td>7/4</td> <td>8/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。</p>		4/11		6/11	ご購入(現金価格)	スーツ 60,000円(税込)		ブラウス 20,000円(税込)	お買物可能額	140,000円	142,483円	124,775円	お支払残高	60,000円	57,517円	20,000円	55,225円	お支払額(弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円	手数料	60,000円×15.0% ÷365日×21日= 517円	57,517円×15.0% ÷365日×10日 +57,517円 ×15.0% ÷365日×20日= 708円	55,225円×15.0% ÷365日×10日 +(55,225円+20,000円) ×15.0% ÷365日×21日 =875円	商品代金充充分	3,000円-517円=2,483円	3,000円-708円=2,292円	4,000円-875円=3,125円	お支払日	6/4	7/4	8/4																																																																																																																																																					
		4/11		6/11																																																																																																																																																																																				
ご購入(現金価格)	スーツ 60,000円(税込)		ブラウス 20,000円(税込)																																																																																																																																																																																					
お買物可能額	140,000円	142,483円	124,775円																																																																																																																																																																																					
お支払残高	60,000円	57,517円	20,000円																																																																																																																																																																																					
			55,225円																																																																																																																																																																																					
お支払額(弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円																																																																																																																																																																																					
手数料	60,000円×15.0% ÷365日×21日= 517円	57,517円×15.0% ÷365日×10日 +57,517円 ×15.0% ÷365日×20日= 708円	55,225円×15.0% ÷365日×10日 +(55,225円+20,000円) ×15.0% ÷365日×21日 =875円																																																																																																																																																																																					
商品代金充充分	3,000円-517円=2,483円	3,000円-708円=2,292円	4,000円-875円=3,125円																																																																																																																																																																																					
お支払日	6/4	7/4	8/4																																																																																																																																																																																					
<b>■ボーナス2回払いの支払いについて(第8条(2)⑤参照)</b>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>利用月</th> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td> </tr> <tr> <td>支払回数(回)</td> <td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>支払期間(ヶ月)</td> <td>12</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>13</td><td>12</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td><td>13</td> </tr> <tr> <td>実質年率(%)</td> <td>3.79</td><td>4.24</td><td>4.80</td><td>5.54</td><td>6.55</td><td>8.00</td><td>3.79</td><td>4.24</td><td>4.80</td><td>5.54</td><td>6.55</td><td>3.43</td> </tr> <tr> <td>現金価格100円当たりの手数料の額(円)</td> <td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	8月	支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	支払期間(ヶ月)	12	11	10	9	8	7	13	12	11	10	9	13	実質年率(%)	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	3.43	現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>利用月</th> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>8月</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>1月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>8月</td><td>1月</td> </tr> <tr> <td>支払回数(回)</td> <td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>支払期間(ヵ月)</td> <td>11</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>12</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>12</td> </tr> <tr> <td>実質年率(%)</td> <td>4.24</td><td>4.80</td><td>5.54</td><td>6.55</td><td>8.00</td><td>10.29</td><td>4.24</td><td>4.80</td><td>5.54</td><td>6.55</td><td>8.00</td><td>3.79</td> </tr> <tr> <td>現金価格100円当たりの手数料の額(円)</td> <td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用月は当月11日から翌月10日とします。ただし、ご利用になった店舗または事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合があります。</p> <p>※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。</p> <p>※実質年率は、小数点第3位を切り上げて表示しています。</p>	利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	支払期間(ヵ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12	実質年率(%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79	現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																												
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	1月																																																																																																																																																																												
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	8月																																																																																																																																																																												
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																												
支払期間(ヶ月)	12	11	10	9	8	7	13	12	11	10	9	13																																																																																																																																																																												
実質年率(%)	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	3.43																																																																																																																																																																												
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0																																																																																																																																																																												
利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																												
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月																																																																																																																																																																												
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月																																																																																																																																																																												
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																												
支払期間(ヵ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12																																																																																																																																																																												
実質年率(%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79																																																																																																																																																																												
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0																																																																																																																																																																												

条項番号	旧内容										新内容																																																																																									
	■分割払いの支払いについて（第8条（2）⑥参照） <table border="1"> <tr> <td>支払回数（回）</td> <td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>支払期間（ヶ月）</td> <td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>実質年率（%）</td> <td>9.9</td><td>11.0</td><td>11.3</td><td>11.9</td><td>12.0</td><td>12.1</td><td>12.2</td><td>12.2</td><td>12.2</td> </tr> <tr> <td>現金価格100円当たりの手数料の額（円）</td> <td>1.17</td><td>2.85</td><td>3.42</td><td>5.70</td><td>6.84</td><td>8.55</td><td>10.26</td><td>11.40</td><td>13.68</td> </tr> </table> <p>（例）現金価格 50,000円（税込）、10回払いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分割払手数料 <math>50,000円 \times (5.7円/100円) = 2,850円</math></li> <li>●支払総額 <math>50,000円 + 2,850円 = 52,850円</math></li> <li>●各支払日の分割支払金 <math>52,850円 \div 10回 = 5,285円</math></li> </ul>										支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	支払期間（ヶ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	実質年率（%）	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2	現金価格100円当たりの手数料の額（円）	1.17	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68	■分割払いの支払いについて（第8条（2）⑥参照） <table border="1"> <tr> <td>支払回数（回）</td> <td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>支払期間（ヵ月）</td> <td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>実質年率（%）</td> <td>9.0</td><td>10.0</td><td>10.3</td><td>10.8</td><td>10.9</td><td>11.1</td><td>11.1</td><td>11.2</td><td>11.2</td> </tr> <tr> <td>現金価格100円当たりの手数料の額（円）</td> <td>1.5</td><td>2.5</td><td>3.0</td><td>5.0</td><td>6.0</td><td>7.5</td><td>9.0</td><td>10.0</td><td>12.0</td> </tr> </table> <p>（例）現金価格 50,000円（税込）、10回払いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分割払手数料 <math>50,000円 \times (5.0円/100円) = 2,500円</math></li> <li>●支払総額 <math>50,000円 + 2,500円 = 52,500円</math></li> <li>●各支払日の分割支払金 <math>52,500円 \div 10回 = 5,250円</math></li> </ul>										支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	実質年率（%）	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2	現金価格100円当たりの手数料の額（円）	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0
支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24																																																																																											
支払期間（ヶ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24																																																																																											
実質年率（%）	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2																																																																																											
現金価格100円当たりの手数料の額（円）	1.17	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68																																																																																											
支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24																																																																																											
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24																																																																																											
実質年率（%）	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2																																																																																											
現金価格100円当たりの手数料の額（円）	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0																																																																																											
	2017年4月現在										2017年11月現在																																																																																									